

簡易自動車個人間売買契約書の作成方法

ワードで作成していますので、自由に変更してご使用ください。
サンプルの赤字部分を変更していただくだけでもご使用可能です。

簡易契約書の内容について

(本件自動車の表示)

検査証を見ながら記入してください。サンプルでは、所有者、使用者ともに売主の名前になっておりますが、所有者がディーラーやクレジット会社などの場合があります。この場合は、売主の譲渡証明や委任状では移転登録ができませんのでご注意ください。所有権解除が必要になりますので、売主が確実にこなってください。
登録には、所有者の印鑑証明、委任状、譲渡証明等が必要になります。

(契約内容)

サンプルでは、契約日と車両引渡し日が異なっております。同日にされる場合は同じ日を記入してください。

サンプルでは、買主が契約後すぐに車庫証明を手配し、車両引渡し後早急に移転登録するという設定になっております。車両引渡し後に車庫証明を手配される場合は、登録名義変更期日にご注意ください。(2週間程度の余裕が必要です)

☆ まず契約を交わし、買主は車庫証明を手配します。車両引渡し日には売主と買主がいっしょに登録に行き、登録完了後に移転登録済検査証のコピーを売主に渡すという方法が、いちばん確実な取引方法です。

売買価格は、自賠償保険や自動車税を考慮してお決めください。

サンプルでは、自賠償保険料及び自動車税は別途請求しないという設定にしております。(売買価格に含め別途請求しないケース)

売主がリサイクル料金預託済みの場合は、話し合いでお決めください。

リサイクル料金預託済みの場合、売主は、リサイクル券も忘れずに買主へ渡してください。

自動車売買価格の数字の前には、通常「金」という文字を入れます。本来ならば改ざん防止のため、アラビア数字は使わずに、壱・弐・参・・・という多角数字を使用するのですが、作成済み契約書をプリントアウトし、署名押印して使用する場合、改ざんは、ほぼ不可能ですのでアラビア数字で書いております。

契約書らしく、「金伍拾六万円」と記入していただいてもかまいません。

名義変更登録手続費用は、通常買主が負担します。

契約解除損害金は、取引方法を考慮してお決めください。

(交通費、車庫証明にかかった費用など)

瑕疵担保期間を設定しない場合は、0（零）日としてください。

未記入の場合は、民法上1年となります。

個人間売買の場合は、3日間程度が妥当だと思われませんが、お互いによく話し合ってお決めください。

第1条以降は、最低限の条項を記載しております。

第8条（特約事項）

第1条から第7条までの条項以外に、特約を付加する場合はご記入ください。

特に無い場合は、無しとご記入ください。

サンプルでは、手付金を支払った場合の特約とリサイクル預託金について記入しております。

〒670-0983

兵庫県姫路市井ノ口 219 番地 3

<http://betchonai.com>

つばさ経営法務合同事務所

多田行政書士事務所

行政書士 多田啓祐

TEL 079-298-0990 FAX 079-298-0910